

重 要

いすゞ自動車健康保険組合加入者 各位

令和 7 年 8 月 25 日

いすゞ自動車健康保険組合

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の認定に関するお知らせ

平素は当健康保険組合の諸活動に格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 10 月 1 日より、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に関する認定要件が一部変更されることとなりました。

これに伴い、厚生労働省保険局より通知および Q&A 資料が発出されております。制度変更の詳細及びよくある質問をまとめましたので、事業所におかれましてはご確認の上、適切な対応をお願いいたします。

■ 制度変更の詳細

- ・対象者 : 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者（配偶者・事実上婚姻関係は除く）
- ・収入要件 : 年間収入 150 万円未満（従来は 130 万円未満）
- ・適用開始日 : 令和 7 年 10 月 1 日以降の届出分より適用
- ・その他要件 : 従来 of 認定基準（同一世帯、生計維持関係等）は引き続き適用

■ よくある質問（Q&A より抜粋）

- ・学生であることは認定要件ではありません。
- ・令和 7 年 9 月 30 日以前が認定日の申請は 130 万円基準で審査します。
- ・年齢判定はその年の 12 月 31 日時点で行います。
- ・年間収入の判定は過去・現在・将来の見込みを含めて判断します。
- ・一時的に収入が 150 万円を超えても、事業主証明等により継続認定が可能な場合があります。

■ 年齢と収入要件の図解

以下の図は、年齢に応じた被扶養者認定の収入要件（130 万円／150 万円）を示しています。

（参考）

- ・ N－1 年（18 歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は 130 万円未満。
- ・ N 年～N+3 年の間（19 歳の誕生日を迎える年から 22 歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は 150 万円未満。
- ・ N+4 年（23 歳の誕生日を迎える年）以降、60 歳に達するまでの間の年間収入要件は 130 万円未満。



以上